

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

行政組織の改編及び議会改革・活性化に関する取組に伴い、白岡市議会委員会条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第2条関係

文教厚生常任委員会の所管に文化・スポーツ振興課を加えるとともに、議会広報常任委員会を広聴広報常任委員会に改め、所管に議会の広聴に関する事項を加え、委員定数を8人とする。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4号の改正規定は、同年6月1日から施行する。